

12月1日から地域福祉活動の担い手

民生児童委員が

新たに委嘱されました

民生児童委員の一斉改選により、新たに32名の民生児童委員と2名の主任児童委員が決定し、厚生労働大臣、福島県知事より委嘱状が交付されました。任期は平成22年12月1日から3年間です。

民生児童委員は、社会福祉の精神をもって、多様化する地域福祉の諸問題に取り組みます。

主任児童委員は児童福祉に関する事項を専門的に担当します。委嘱状の交付後、民生児童委員協議会総会が開催され、会長に飯塚孝子さんと、副会長に横山圭子さん、藤田希恵子さんが選出されました。

民生児童委員



会長 飯塚 孝子さん
担当地区 坂田



副会長 藤田 希恵子さん
担当地区 新町



副会長 横山 圭子さん
担当地区 樺戸



目黒 より子さん
担当地区 田中



矢沢 順子さん
担当地区 原



目黒 ハナエさん
担当地区 宮沢・上町



須佐 ひろみさん
担当地区 叶津・入叶津・八木沢



鈴木 雅子さん
担当地区 新屋敷



菅家 トヨ子さん
担当地区 只見沖



原田 リエ子さん
担当地区 蓮の原



小沼 伸子さん
担当地区 沖・根木沢



菅家 喜佐男さん
担当地区 黒谷入



目黒 由美子さん
担当地区 館ノ川・黒沢



五十嵐 イミ子さん
担当地区 塩沢・十島



三瓶 キクエさん
担当地区 宮原・奇岩



五十嵐 アキ子さん
担当地区 居平・久保



三瓶 秀樹さん
担当地区 長浜・荒島



目黒 敬子さん
担当地区 熊倉・亀岡・深沢



渡部 新喜さん
担当地区 小川



渡部 悦子さん
担当地区 小川下・荒井原



五十嵐 さつきさん
担当地区 下福井



堀金 太一さん
担当地区 上福井



木津 貞子さん
担当地区 黒谷町



三瓶 由利子さん
担当地区 大倉下



福崎 ミチ子さん
担当地区 大倉上



星 郁子さん
担当地区 二軒在家



目黒 良平さん
担当地区 塩ノ岐



山内 ふち子さん
担当地区 梁取



角田 たかえさん
担当地区 小林下



馬場 修子さん
担当地区 小林上



齋藤 陽子さん
担当地区 全域



赤塚 洋さん
担当地区 全域

主任児童委員



菅家 友徳さん
担当地区 布沢下



菅家 まき子さん
担当地区 布沢上

主任児童委員は、民生児童委員と連携して児童・家庭問題の相談などに取り組みます。

民生委員・児童委員とは

～お気軽にご相談ください～

地域に暮らす方々が安心して生活できるように、日々の暮らしの中で困ったり悩んだりしたことを相談できる相手です。地域の一人として皆さんと一緒に生活しながら、皆さんの立場に立つて心配ごとや困ったことを解決するお手伝いをします。

子育てのこと、学校のこと、介護のこと、経済的なことなど、皆さんの秘密は守りますので、お近くの民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。

なお、民生委員は児童委員を兼ねていることから、民生児童委員とも呼ばれます。

主任児童委員とは

～子どもに関することを専門に担当～

主任児童委員は、子どもの福祉に関して次の事項について取り組んでいます。

- ①子どもの福祉に関係する機関との連絡調整
- ②児童委員の活動に対する援助・協力
- ③児童委員とともに乳幼児をもつ親の子育てに関する活動や、児童の福祉に関する活動

民生児童委員の職務

～あなたの心配ごとをお手伝いします～

民生児童委員・主任児童委員の役割を一言で言うと「援助を必要とする人が、その能力に応じた自立した生活ができるよう相談に乗ったりサービスの利用を支援したりする」ことです。

皆さんの立場で親身になって相談に乗ったり、心配ごとを解決するために関係機関との連絡調整役を務めます。

それらの活動をするために下記のような基本姿勢や基本原則、7つのはたらきがあります。

3つの基本姿勢

- **社会奉仕の精神** 社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めます。
- **基本的人権の尊重** 個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ります。また、人種、信条、性格、社会的身分または門地による差別的、優先的な取り扱いはいしません。
- **政党・政治的目的への地位利用の禁止** 職務上の地位を政党または政治目的のために利用しません。

3つの基本性格

- ◆ **自主性** 常に住民の立場に立ち、地域のボランティアとして、自発的、主体的な活動を行います。
- ◆ **奉仕性** 誠意をもち地域住民との連帯感をもって、常に謙虚に無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力します。
- ◆ **地域性** 担当区域を基盤として、適切な活動を行います。

活動の3つの原則

- **住民性の原則** 自らも地域住民の一人であるため、住民に最も身近なところで住民の立場に立った活動を行います。
- **継続性の原則** 福祉問題の解決は時間をかけて行うことが必要なので、委員の交替が行われた場合でも、その活動は必ず引継がれ、常に継続した対応を行います。
- **包括・総合性の原則** 個々の福祉問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その問題について包括的・総合的な視点に立った活動を行います。

民生委員・児童委員のはたらき

～7つのはたらき～

- 一、社会調査のはたらき（アンテナ的な役割）
担当区域の住民の実態や福祉ニーズを、日常的に把握します。
- 二、相談のはたらき（世話的な役割）
地域住民が抱える問題について、住民の立場に立ち親身になって相談に乗ります。
- 三、情報提供のはたらき（告知板的な役割）
社会福祉の制度や福祉サービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
- 四、連絡通報のはたらき（パイプ的な役割）
住民が個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう、関係機関や団体等に連絡し、必要な対応を促します。
- 五、調整のはたらき（潤滑的な役割）
住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。
- 六、生活支援のはたらき（支援的な役割）
住民の求める生活支援活動を自ら行い、また支援体制をつくっていきます。
- 七、意見具申のはたらき（代弁的な役割）
活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民生児童委員協議会を通じて関係機関などに意見を提起します。

問い合わせ

只見町民生児童委員協議会

事務局

只見町保健福祉課福祉班

電話 (八四) 七〇一〇